



国 監 告 第 3 号

定 期 監 査 結 果 の 公 表 に つ い て

地方自治法第199条第9項の規定により、平成30年度  
第1回定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成30年6月21日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 江 竜 三

## 平成 30 年度第 1 回定期監査報告書

### 1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、並びに国立市監査委員条例第 2 条の規定に基づく定期監査

### 2. 監査の対象部局

健康福祉部 しょうがいしゃ支援課・高齢者支援課（地域包括ケア推進含む）

### 3. 監査の範囲

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況

### 4. 監査の期間

平成 30 年 4 月 13 日（金）～平成 30 年 6 月 20 日（水）

### 5. 説明等聴取及び実査日

平成 30 年 5 月 24 日（木）、5 月 25 日（金）

### 6. 監査の主眼

- (1) 事務事業の執行に当たっては、能率的、効率的に行われ改善すべき点はないか。
- (2) 組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- (4) 社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- (5) 事務事業の実態が形骸化していないか。
- (6) 事務分掌、職員配置が適正であるか。
- (7) 予算の執行が適正であるか。
- (8) 財務事務が適正に処理されているか。
- (9) 業務が円滑に執行されているか。
- (10) 各契約事務が適正であるか。
- (11) 公印の使用・管理が適正であるか。
- (12) 個人情報の管理状況が適正であるか。
- (13) 郵券の管理が適正であるか。
- (14) 備品の管理が適正であるか。

## 7. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、関係書類を審査し担当職員から説明を聴取して通常実施すべき監査手続きにより実施した。

## 8. 監査の結果

今回の監査は、しょうがいしゃ支援課、高齢者支援課を対象に平成29年4月1日から平成30年3月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況について実施した。

その結果、法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善及び検討を要する事項などが見受けられたことから、次のとおり指摘事項及び要望事項として記すので対応されたい。

### < 指 摘 事 項 >

#### (1) しょうがいしゃ支援課・高齢者支援課

##### ①職員の時間外勤務について

職員が時間外で業務を行っているにもかかわらず、時間外勤務として課長より時間外勤務命令を受けていないと思われる事例が多く見受けられた。

職員の時間外勤務については、事前に課長と職員が十分に協議の上、時間外勤務として必要なものについては、時間外勤務命令を発することを今後徹底されたい。

##### ②嘱託員の勤務実績について

嘱託員の2月及び3月の勤務実績を確認したところ、勤務実績簿の勤務時間とタイムカードの退出時刻に乖離が見受けられた。時間外の勤務実態があった場合は、勤務実績に反映されるよう勤務実績を確認のうえ適切な対応をされたい。

#### (2) しょうがいしゃ支援課

##### ①契約書の押印漏れについて

国立市しょうがいしゃ相談支援事業委託については、3箇所の事業所とそれぞれ委託契約を締結しているが、契約書を確認したところ押印が1箇所漏れている事業所があった。

契約書は契約行為の証拠書類であり、支払いの根拠にもなる重要書類であることから、契約書として不備とならないよう確認を徹底されたい。

#### (3) 高齢者支援課

##### ①仮徴収額変更通知の誤りについて

介護保険料の年金からの特別徴収について、該当する市民に仮徴収額変更通知を送付したが、市から年金の特別徴収義務者に送付したデータに誤りがあったため、仮徴収額の変更が反映されなかった。そのため、市が通知した額と実際の特別徴収額との齟齬により還付が生じることになり、還付申請書の送付などの対応が必要となった。

市から送付するデータが正しく作成されていることの確認が不十分であったために発生した事案であることから、再発防止のためチェックを徹底されたい。

## ②予備費の充用について

平成28年度低所得者保険料軽減（国・都）負担金返還金については、平成29年6月に返還額が決定したため補正予算に計上し予算措置することとしていた。しかし、実際には政策経営課に補正予算見積書を提出しておらず予算措置されていなかったが、予算措置されているものと認識し、その後確認もされていなかった。平成30年3月30日の納期限に合わせて支払い手続きをする際に予算措置されていないことに気づき、やむを得ず予備費から充用したものであった。

補正予算見積書を提出したと思い込んだこと及び返還額の決定から納期限までの間に確認をしていないことが原因であるため、再発防止のためチェックを徹底されたい。

## <要 望 事 項>

### (1) 高齢者支援課

#### ①車両の自損事故について

平成12年6月に購入した「多摩41か8430」の車両は、デイホーム事業のため社会福祉法人国立市社会福祉協議会に貸し出して使用していた。平成30年1月にくにたち福祉会館駐車場内での自損事故により高額な修繕が必要となったが、当該車両は17年が経過していることもあり、修繕はせずに廃車することとなった。人的被害や対物の補償はなく、車両については全国市有物件災害共済より補償が受けられたとのことであった。

車両の運行については、「国立市職員の車両運行及び事故防止に関する内規」に規定されているとおり常に安全運転が求められていることから、貸出先にあってもより一層の安全運転の励行に勤められたい。

#### ②決裁文書への追記について

富士見台二丁目遺贈土地樹木選定作業委託については、履行期限を平成29年11月30日として公益社団法人シルバー人材センターと契約することとなっていた。委託契約決裁には、契約先の人員確保等の都合により履行期限を平成30年1月31日に延長するとの追記があり、課長までの簡易決

裁がされているが、この追記及び簡易決裁がされた日付の記載がされていなかった。

決裁は意思決定の証拠書類であり、履行期限の延長は大きな契約変更に当たることから、やむを得ず決裁後に追記する場合は、意思決定した日付を記載するよう徹底されたい。

## 9. 監査対象部局の概要

### (1) 職員配置状況

平成 30 年 3 月 31 日現在 (単位: 人)

課名	課長	主幹	課長 補佐	係長	主査	主任	主事	再任 用	嘱託員	合計
									臨時職員	
しょうがいしゃ 支援課	1			1		3	4	1 (係長)	16	26
高齢者支援課 (地域包括ケア含む)	2	1	1	1	2	8	8		30	54
									1	

### (2) 事務分掌

しょうがいしゃ支援課

手当・給付係

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費の支給に関する事。
- ② 心身障害者(児)に係る各種福祉手当に関する事。
- ③ 特殊疾病者等福祉手当に関する事。
- ④ 心身障害者(児)及び精神障害者在宅福祉に関する事。
- ⑤ 障害者福祉事業の予算、経理及び統計に関する事。
- ⑥ 障害者福祉施設に関する事。
- ⑦ その他障害者福祉に関する事。
- ⑧ 課内の庶務及び調整に関する事。

相談支援係

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく個別援護に関する事。
- ② 身体障害者福祉法に基づく個別援護に関する事。
- ③ 知的障害者福祉法に基づく個別援護に関する事。
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく個別援護及び医療保護入院の市長同意に関する事。
- ⑤ 戦傷病者特別援護法に基づく補装具支給修理に関する事。
- ⑥ 障害支援区分等認定審査会の運営に関する事。

- ⑦ 指定相談支援事業所に関する事。

#### 高齢者支援課

##### 介護保険係

- ① 介護保険の介護報酬の支払に関する事。
- ② 介護保険の保険給付に関する事。
- ③ 介護保険料の賦課、徴収、減免及び還付に関する事。
- ④ 高額介護サービス費の支給に関する事。
- ⑤ 指定事業者に関する事。
- ⑥ 基準該当事業者に関する事。
- ⑦ 介護保険事業計画に関する事。
- ⑧ 介護保険運営協議会に関する事。
- ⑨ 介護保険の統計及び報告に関する事。
- ⑩ 介護保険特別会計の予算及び決算に関する事。
- ⑪ 介護保険被保険者の資格取得及び資格喪失に関する事。
- ⑫ 介護認定に関する事。
- ⑬ 介護認定審査会に関する事。
- ⑭ 課内の庶務及び調整に関する事。

##### 高齢者支援係

- ① 老人福祉法に基づく個別援護の経理及び統計に関する事。
- ② 高齢者在宅福祉事業に関する事。
- ③ デイホーム事業に関する事。
- ④ 高齢者在宅サービスセンターの運営に関する事。
- ⑤ 老人クラブに関する事。
- ⑥ その他高齢者福祉に関する事。

##### 地域包括支援センター

- ① 地域包括ケア体制構築に関する事。
- ② 高齢者の総合相談、実態把握に関する事。
- ③ 高齢者の医療介護の連携及び在宅療養の相談に関する事。
- ④ 高齢者の権利擁護及び虐待に関する事。
- ⑤ 介護支援専門員への支援に関する事。
- ⑥ 介護保険要支援認定者への予防給付に関する事。
- ⑦ 高齢者の介護予防に関する事。
- ⑧ 老人福祉法に基づく個別援護に関する事。

以上